

2022 年度 C T C 未来財団奨学金募集要項

■本奨学金の趣旨

IT を志す大学生の修学を支援することで、学業の奨励を図り、将来有望な優れた IT 人材の育成に寄与しようとするものです。

■本奨学金の特色

- ・この奨学金の返還義務はありません。
- ・奨学生の進路等について本法人は関与いたしません。
- ・他の奨学金制度を既に利用している場合も給付対象とします。

1. 応募資格

以下の①～④のすべてに該当する者。

- ① 本財団の奨学金給付対象大学に 2022 年 4 月入学者
- ② 2022 年 4 月 1 日時点で年齢 20 才以下であること。ただし、短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）から大学 3 年次に編入学する場合は 2022 年 4 月 1 日時点で年齢 22 才以下であること
- ③ 本財団が別途定める後述の学力基準及び家計基準を満たす、品行方正、学業優秀な者
- ④ 修学状況及び生活状況について適時報告できること

※応募者の国籍は問いません。但し、日本国籍でない場合、下記以外の方は支給の対象になりません。

在留資格等	提出書類
法定特別永住者	・「住民票」 ※国籍・在留資格・在留期間が明記されているもの
永住者	
日本人の配偶者	
永住者の配偶者	
定住者	

2. 募集期間

2022 年 3 月 15 日～2022 年 4 月 30 日必着（本財団受取が確認できる追跡サービスのご利用を推奨します。）

3. 給付金額／期間／時期

- ① 給付金額：月額 60,000 円（年額 720,000 円）
- ② 給付期間：4 年間（3 年次編入の場合は 2 年間）いずれも正規の最短修学期間
- ③ 給付時期：3 か月毎に給付（詳細は本紙「8. 奨学金の給付」参照）

4. 採用人数

15 名程度

5. 応募手続

① 応募書類

- (1) 奨学生願書 (2) 住民票 (3) 生計維持者全員の所得を証明する書類
- (4) 個人情報取り扱いに関する同意書
- (5) 高等学校等の最終学年次の成績証明書（調査書でも可）
- (6) 大学の在学証明書

※「応募書類の手引き」「個人情報取扱規程」を必ずお読みの上ご準備ください。

② 応募方法

上記の応募書類一式は在学学校を経由して本財団宛に郵送してください。

※応募書類は 2022 年 4 月 30 日必着とさせていただきます。

※直接の持参は受け付けておりません。

6. 選考及び採用の決定

本財団に設置する奨学金選考委員会が選考し、理事会が決定します。

- ① 選考結果は 2022 年 6 月初旬に大学及び本人宛に通知します。
- ② 選考の経過及び決定の理由については公表いたしません。
- ③ 応募書類に不備が認められる場合は選考の対象外とすることがあります。
- ④ 奨学生の決定に至らなかった、あるいは辞退された応募者の提出書類については、1 年間保管し、その後、適切に廃棄します。
- ⑤ 応募書類は採否に関わらず返却いたしません。

7. 選考基準

書類選考により審査します。

① 学力基準

原則として、高等学校等における最終学年次の全履修科目の評定平均値が、5 段階評価で 3.5 以上あるいはそれに準ずる成績であること。

② 家計基準

世帯人員、就業者の有無等によって異なります。

生計維持者（父母、父母がいない場合は代わって生計を支えている人）の収入金額が選考の対象となりますが、収入・所得の目安はおおよ次の金額（税込）以内です。

区分	給与・年金所得者	給与所得者以外
3 人世帯	791 万円	383 万円
4 人世帯	847 万円	439 万円
5 人世帯	1, 124 万円	716 万円

※給与・年金所得者：令和 3 年度所得証明書（令和 2 年（2020 年）分の収入・所得）

※給与所得者以外：確定申告書等の所得金額

※生計維持者の考え方は「応募書類の手引き資料 1」をご覧ください。

※所得証明書等の詳細は「応募書類の手引き資料 2」をご覧ください。

8. 奨学金の給付

初年度は7月/10月/1月、次年度以降は4月/7月/10月/1月に指定口座への振り込み払いを予定しています。

9. 奨学生決定後の提出書類

奨学生となった方は、以下の書類について本財団に提出していただきます。

- ① 誓約書
- ② 振込口座届出書
- ③ 毎年度末
 - ・成績証明書
 - ・最終年次の場合は成績証明書に加え、卒業したことを証する書類

10. 奨学金の休止、停止又は廃止事由

奨学生が以下に該当するときは、奨学金の給付を休止、停止、打ち切りをすることがあります。

- ① 負傷または疾病などのため履修の見込みがなくなったとき。
- ② 学業成績又は品行が不良となったとき。
- ③ 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- ④ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。
- ⑤ 在学大学で処分を受け学籍を失ったとき。
- ⑥ その他奨学生としての資格を失ったとき。
- ⑦ 奨学生としての報告義務を怠ったとき。

11. 個人情報の取り扱いについて

取得した個人情報は、本奨学金事業に係る目的にのみ使用いたします。

12. その他

応募にあたっては、在学校の指示に従ってください。

その他の詳細については下記の問い合わせ先までご連絡ください。

【応募・問い合わせ先】

公益財団法人 CTC 未来財団 奨学金事業係

〒105-6909 東京都港区虎ノ門4-1-1 神谷町トラストタワー

TEL : 03-6450-1540 E-mail : office@mirai-zaidan.or.jp

以 上